

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	275kV超高压開閉所制御用ケーブル洞道内の排水ポンプに動作不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
2	1号機	原子炉再循環系ポンプ（B）出口導電率検出器に汚れが認められたため、当該検出器を点検・清掃	D	
3	3号機	1～4号機共用ボイラ蒸気供給用減圧弁弁のグラウンド部に1秒に1滴程度のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	原子炉建屋5階照明取替作業において、原子炉建屋天井クレーンゲーター上に設置されているリミットスイッチのレバーを破損したため、当該レバーを交換	C	
5	4号機	原子炉建屋5階全域監視用TVモニタの画像に映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
6	4号機	給復水系サンプリング用積算流量計の保護カバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
7	5号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥機の冷凍機（C）の点検において、冷媒膨張弁の制御回路に絶縁抵抗不良が認められたため、当該弁を交換	D	
8	5号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥機の冷凍機の点検において、冷媒戻り配管温度検出器に絶縁不良及び検出器取付部の剥がれが認められたため、当該検出器を修理	D	
9	5号機	主タービン止め弁及び制御弁のリミットスイッチ収納箱点検において、ケーブル端末不良及びフレキシブル電線管の破損が認められたため、当該ケーブル及び電線管を点検・修理	D	
10	5号機	ほう酸水注入系ポンプ出口圧力計信号変換器の点検において、出力精度に管理値外れが認められたため、当該信号変換器を交換	D	
11	5号機	主タービン発電機の第10軸振動検出器の点検において、バネ圧力に管理値外れが認められたため、当該検出器を交換	D	
12	5号機	タービン建屋換気空調系の冷却装置膨張水槽補給水用電磁弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	6号機	主タービン発電機軸受メタル温度記録計の打点番号12（第12軸受メタル油温度）に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
14	6号機	補機冷却海水系用硫酸第一鉄注入ポンプの軸封部より10秒に1滴程度の潤滑油のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで